

整理番号：9－1

提言題名：関鉄ニュータウン自治会内の建物について

**【提言の要旨】**

関鉄ニュータウン自治会内学校跡地が市外の方に令和2年12月1日に所有権が移転されていることは登記簿で承知しております。最近ブルーシートがかかり建物内部の物品等を搬出してあります。中高層建築物についての取手市条例からも近隣住民への説明責任は、どのように始動されているか説明を求めます。

(令和3年5月受付)

**【回答の要旨】**

関鉄ニュータウン自治会内にある既存建物内部に物品等を搬出しているとのことですが、取手市中高層建築物指導要綱（以下、「指導要綱」という。）では中高層建築物を建築しようとするときに届出の対象となります。既存建築物内部の物品を搬出していることは建築行為ではありませんので、届出の対象とはなりません。

また、指導要綱の届出の対象となったとしても、近隣住民への説明を義務としているものではありません。

なお、建築指導課で現地を確認し、必要に応じて適宜対応させていただきます。

(建築指導課 令和3年6月回答)